

閣議決定  
文官ニシテ陸海軍ノ現役ニ服シ又ハ召集ニ應  
ズルカ為退官スル者ハ官吏恩給法第九條及第  
十三條ノ適用上自己ノ便宜ニ依リ退官スル者ニ非  
サルモノトシ同法第二條ノ各號ニ準シ恩給ヲ受ク  
ルノ資格ヲ有スルモノトス

内務省秘し第九七号

西詰國像房ノ為ノ支出シタル費額左記  
標準ニ依リ抄取調ノ上至急活回報  
お家度右ハ外務大臣ヨリ照會アリ  
タル趣ヲ以テ大藏大臣ヨリ照會越  
片後ニ其活合ヲ以テ百調査お成度  
此段及照會也

明治三十九年四月十七日

内務省警保局長古賀彦造

